

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (1) - ア	各種事務事業の取扱い(行財政に関する事務事業/姉妹都市・友好都市関係)
調整方針	<p>1 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 海外派遣事業については、新市においても国際感覚を高める観点から事業を実施することとし、事業内容については新市において検討する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
都市交流に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県桑名市(H10.11.9) ・埼玉県行田市(H10.11.9) <p>(経緯) 文政6年(1823年)に白河藩主が桑名藩主へ桑名藩主が忍藩主(行田市)へ忍藩主が白河藩主へと国替えが行われた。この歴史的縁により教育、文化、経済各般にわたり交流が図られている。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県戸田市(H6.4.25) <p>(経緯) 平成5年農林省の「都市と農村の交流事業」を契機として交流が始まり、平成6年に姉妹都市締結をした。毎年、産業、教育文化等を中心に交流が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市を結んでいる都市はないが、東京板橋区と防災協定を結んでいる。 ・埼玉県和光市と交流を図っている。
国際交流に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス共和国オワーズ県コンピエーニュ市(S63.10.20) <p>(経過) 1987年医薬品会社の白河工場の竣工に際し、本社の副社長から、フランス国内の主力工場がある同市との姉妹提携の提案があった。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国ミネソタ州アノーカ市(H14.10.13) <p>(経過) アノーカは文化、自然、教育環境の面で優れた町であるため、1998年から村の中学生のホームステイを派遣してきたが、交流の相互化を図るため姉妹都市提携を行った。</p>	/

先 進 事 例

篠山市(H11.4.1)
 姉妹都市の取扱い
 姉妹都市については、新市に引き継ぐ。

南アルプス市(H15.4.1)
 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱い
 友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

東かがわ市(H15.4.1)
 姉妹都市等の取扱い
 姉妹都市等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

県内合併協議会の協議内容

伊達7町合併協議会
 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

- 二本松・東北達地方合併協議会
- 1 国際友好都市事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - 2 海外派遣事業については、新市においても国際視野を広げる観点から事業を実施することとする。実施内容については、新市において検討する。
 - 3 青年海外協力隊支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

須賀川市・長沼町合併協議会
 友好都市は、中国洛陽市を継続する。北海道夕張郡長沼町は、地域間交流都市と位置づけ、引き続き相互交流を継続する。

田村5町村合併協議会
 新市として現行の姉妹都市関係を継続する。

南相馬合併協議会
 姉妹都市・友好提携など4市町村で実施している交流事業については、関係自治体との調整を踏まえ現行のとおり新市に引き継ぐ。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(1)-イ	各種事務事業の取扱い(行財政に関する事務事業/電算システム関係)
調整方針	<p>電算システム業務については、住民の利便性向上と円滑な業務執行ができるよう、次の区分により調整するものとする。</p> <p>(1) 基幹業務系システム及び内部情報系システムについては、合併時に白河市の現行システムを基本として統合する。</p> <p>(2) 個別業務系システムについては、現行システムを有効活用することを基本とし、新市において調整する。</p>	

<p>システム系統の区分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹業務系システム 住民基本台帳と密接な関係が必要とされる業務に対応したシステム ・内部情報系システム 住民サービスに直接関係しない行政組織の運営等の業務に対応したシステム ・個別業務系システム 基幹業務系システム及び内部情報系システムに分類されない、他の業務との連携を必要としない業務に対応したシステム

4 市 村 の 現 況							
システム分類			システム系統区分	システムの導入状況			
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東村
住民記録関係	住民記録	住民記録	基幹業務系				
		印鑑登録					
		外国人登録					
戸籍関係	戸籍	戸籍					
		除籍					
		戸籍附票					
住基ネット関係	住基ネット	住基ネット					
		公的個人認証					
		ICカード発行機					
税務関係	住民税	個人					
		法人					
	固定資産税	土地					
		家屋					
		償却資産 家屋評価					
	軽自動車税	軽自動車税					

4 市 村 の 現 況

システム分類			システム 系統区分	システムの導入状況				
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東 村	
税務関係	収納業務	収納管理	基幹業務系					
		納税組合管理						
		滞納管理						
	その他	申告支援						
		総合照会・発行						
		地図情報						
国民健康保険関係	資格管理	資格管理						
	国民健康保険税	国民健康保険税						
		県報告資料作成						
		退職被保険者振替						
		国保税率試算処理						
その他	国保情報データベース							
国民年金関係	国民年金	国民年金						
福祉関係	介護保険	資格管理						
		受給者管理						
		保険料賦課管理						
		給付実績管理						
		事業状況報告						
		介護保険事務						
	医療費関係	乳幼児医療						
		ひとり親医療						
		重度障害者医療						
		老人医療						
		老健医療（老人保健）						
		高額療養（国保）						
		高額医療（老保）						
		県報告資料作成						
	児童福祉	児童手当						
		児童扶養手当						
		保育料						

4 市 村 の 現 況

システム分類			システム 系統区分	システムの導入状況			
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東 村
福祉関係	障害者福祉	支援費	基幹業務系				
		障害者手当					
		障害者手帳					
		補装具交付・修理					
		日常生活用具給付・貸付					
	生活保護	生活保護					
保健関係	健康管理	成人（基本）健康診査					
		ガン検診					
		母子（妊産婦）健康診査					
		乳幼児健康診査					
		予防接種					
教育委員会関係	学校教育	学齢簿					
		就学管理					
		成人式管理					
		給食費					
選挙管理委員会関係	選挙関係	選挙人名簿管理					
		不在者投票管理					
農業委員会関係	農家台帳	農家台帳					
	耕作（水田）台帳	耕作（水田）台帳					
	選挙関係	農業委員会選挙					
総務・財政関係	給与	月例、期末・勤勉、差額、年調	内部情報系				
		報酬・賃金管理		支払、源泉徴収			
	財務会計	予算編成					
		予算執行					
		決算処理					
		決算統計					
		歳計外					
		起債管理					
		物品管理					
資金管理							

4 市 村 の 現 況

システム分類			システム 系統区分	システムの導入状況				
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東 村	
総務・財政関係	その他	契約管理	内部情報系					
		文書管理						
情報関係	グループウェア	グループウェア						
	行政サービス	行政情報提供						
農政関係	工事設計積算	工事設計積算	個別業務系					
	地籍管理	地籍管理						
	その他	航空防除						
		転作 農業振興						
土木建築関係	公営住宅関係	公営住宅関係						
	工事設計積算	工事設計積算						
	その他	国土調査						
下水道関係	下水道関係	下水道使用料						
		下水道受益者負担金						
		生活排水管理						
	農業集落排水	農業集落排水						
水道関係	料金関係	検針・調定・収納						
		HHT 検針システム						
	経理事務	経理事務						
教育委員会関係	図書館	図書館管理						
		図書館情報提供						
	その他	学校施設管理						
その他	その他	敬老会						
		交通災害						
		消防退職報償金						
		畜犬管理						

先進事例

【田村地方5町村合併協議会】

電算システム業務については合併時に統合、又は合併後速やかに調整するものとし、住民サービスの低下を招かないようネットワークシステムにより運用する。

【喜多方地方5市町村合併協議会】

- 1 基幹システム（住民記録、税、財務会計）については、円滑な業務執行ができるよう合併時に統一し、個別業務システムについては、合併時まで調整する。
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムや広域ネットワークシステムについては、住民の利便性向上の観点から合併時に統一する。
- 3 情報化計画については、新市において新たに策定する。
- 4 庁内ネットワークシステムの管理運営については、セキュリティポリシーを合併時に統一し、適正で安全な体制を構築する。

【伊達7町合併協議会】

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、必要に応じ合併時にシステムを統合し、ネットワークシステムにより運用する。

【東かがわ市】（香川県）

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

【西東京市】（東京都）

当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。

ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

【篠山市】（兵庫県）

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統合し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。

【さぬき市】（香川県）

ネットワークシステムについては、合併時に、住民、税、財務の各情報が必要な業務を行う施設等で、本庁と同様の運用が可能となるネットワークシステムを構築する。ただし、個人情報の保護及び事務効率の面から、運用の部分的な制御については、合併時に調整する。

住民情報、税情報及び財務情報システムについては、合併時に、電算機器及びシステムを統一し、ネットワークにより運用する。処理項目は、5町の上位水準の処理機能に調整する。

担当ごとに単独で行っている処理システムの運用及び電子計算組織の運用等の規程は、合併時に調整する。

【常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会】（茨城県）

合併時に常陸太田市のシステムに統一し、ネットワークにより運用する。

【石狩市・厚田村・浜益村合併協議会】（北海道）

住民サービスの提供及び行政関係事務の効率化に、支障をきたさないよう、石狩市のシステムに統合するものとする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (1) - ウ	各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務事業 / 広報・広聴関係）
調整方針	1 広報紙については、白河市の例により統一するものとし、配布方法については合併時まで調整する。 2 ホームページについては、合併時に統合し開設する。 3 広聴事業については、市民との懇談会の開催や市民提案制度等の継続により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。 4 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において管理運用の統合と、新たなシステムの構築について検討する。	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
広報（広報紙発行）	広報紙名 1日号 「広報白河」 15日号 「広報白河お知らせ版」 発行 毎月1日、15日 サイズ A4版 ページ数 1日号 20ページ 15日号 4ページ 作成部数 1日号 17,100部 15日号 16,400部 単価（1部）1日号 76.125円 15日号 14.175円 広告料（1日号） 2～19ページ下1段 1ページ 24,000円 1/2ページ 12,000円 H16 予算額 18,711千円 配布方法 ・自治会加入世帯は自治会（外務員）を通じ、また未加入世帯のうち集合住宅は希望により管理人や代表者に依頼し、その他は市役所1階ホール、地区行政センター、郵便局などに設置し持ち帰りにより配布。	広報紙名 「広報おもてごう」 発行 毎月10日 サイズ A4版 ページ数 平均12ページ 作成部数 2,300部 単価（1部） 65.19円 H16 予算額 1,660千円 配布方法 ・村内各家庭には、各行政区長に配布依頼。 ・行政区未加入者、官公庁、関係機関等へは郵送により配布。	広報紙名 「広報たいしん」 発行 毎月10日 サイズ A4版 ページ数 平均20ページ 作成部数 1,800部 単価（1部） 58.33円 H16 予算額 1,950千円 配布方法 ・発行日である10日が属する週の金曜日に、担当者が各行政区惣代宅へ各戸数分を届ける。 ・行政区未加入者、関係機関等へは郵送により配布。	広報紙名 「広報ひがし」 発行 第2金曜日（10日前後） サイズ A4版 ページ数 平均16ページ 作成部数 1,800部 単価（1部） 41.81円 H16 予算額 1,970千円 配布方法 ・村内各家庭には、第3月曜日に村の配達員が全戸に配布する。 ・行政区未加入者、官公庁、関係機関等へは郵送により配布。

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
広報（ホームページ）	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 市からのお知らせ、市概要や観光情報等の紹介 ・プロバイダー：白河ネット ・データ更新：担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介 ・プロバイダー：白河ネット ・データ更新：担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介 ・プロバイダー：白河ネット ・データ更新：担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介 ・プロバイダー：白河ネット ・データ更新：担当職員
広聴（市町村長への手紙）	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への手紙 投函箱設置場所 市役所総合窓口 市役所警備員室窓口 中央公民館 中央体育館 文化センター 各地区行政センター メールアドレスでも受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成の目安箱 投函箱設置場所 役場総合窓口 村公民館 村診療所 	（該当なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・目安箱 投函箱設置場所 村公民館前 きつねうち温泉前
広報（防災行政無線放送）ソフト面	無線局名 「ぼうさいしらかわこうほう」	無線局名 「ぼうさいおもてごうこうほう」	無線局名 「ぼうさいたいしんこうほう」	無線局名 「ぼうさいひがしこうほう」

先 進 事 例

篠山市(H11.4.1)

広報広聴関係事業の取扱い

- 1 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は、合併時に調整するものとする。
- 2 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
- 3 相談業務については、新市において現行の相談業務が実施できるよう調整する。

さいたま市(H13.5.1)

広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

- ア 広報紙等の発行事業については、合併時に統合し、引続き情報の提供に努めるものとする。
- イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

神流町(H15.4.1)

広報広聴関係事業

- 1 合併時において統一できるよう調整する。
- 2 広報については、万場町の制度で統一するよう調整する。
- 3 ふれあい情報システムについては、新しいシステムが構築されるまでは存続するものとする。

東かがわ市(H15.4.1)

広聴広報関係事業の取扱い

- 1 相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。
- 2 広報紙については、毎月発行とする。
- 3 その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。

あさぎり町(H15.4.1)

広報広聴関係事業

- ・広報関係については、次のとおり取り扱うものとする。
- 1 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。
 - 2 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。
- ・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴取段は、新町において十分配慮する。

県内合併協議会の協議内容

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

広報広聴関係事業

- 1 新町において、毎月、広報誌及びお知らせ版を発行する。
なお、発行回数及び配布方法は、合併時まで調整する。
- 2 新町において、ホームページを開設する。
- 3 その他の広報広聴関係事業については、新町において調整する。

須賀川市・長沼町合併協議会

- 1 広報活動については、月1回の全世帯への広報紙の配付、ホームページの充実等により、引き続き市民への情報提供に努めるものとする。
- 2 広聴活動については、市民との懇談会の開催や市民提案制度の継続等により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。

田村5町村合併協議会

1 新市において広報誌を発行する

- ・なお、発行日、発行回数及び配布方法は、合併時まで調整する。
- 2 新市において、ホームページを開設する。
 - 3 その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。

南相馬合併協議会

- 1 広報誌については、現行どおり各戸配布し、定刊号は毎月1日、お知らせ版は毎月15日発行とする。
- 2 市の情報発信に努めるため、合併時に新市のホームページを開設する。
- 3 新市発足においては、広く住民の意見を聞くための機会を持つことが特に重要であることから、地域懇談会等を出来るだけ多く開催する方向で、新市へ移行後速やかに調整する。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (1) - 工	各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務事業 / 納税関係）
調整方針	1 納期前納付報奨金については、合併年度の翌年度から廃止する。 2 納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金等については、新市において調整する。 3 納税貯蓄組合連合会については、4市村の連合会と協議のうえ、新市において調整する。	

区分		4市村の現況			
		白河市	表郷村	大信村	東村
納期前納付 奨励金	概要	個人の市県民税及び固定資産税の納税者が最初の納期内に当該納期の後のすべての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合に報奨金を交付する。		個人の村県民税及び固定資産税の納税者が最初の納期内に当該納期の後のすべての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合に報奨金を交付する。 平成17年度以降は制度廃止。	個人の村県民税及び固定資産税の納税者が最初に納期内に当該納期の後の全ての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合報奨金を交付する。
	対象税目	個人市民税、固定資産税		個人村民税、固定資産税	個人村民税、固定資産税
	該当納期	第1期納期限まで		第1期納期限まで	第1期納期限まで
	報奨金額	$\text{納期前に納付した税額} \times 1/100 \times \text{納期前に係る月数}$ 1の納期の税額が2万円を超えるときは、2万円とする。 1月末満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。		$\text{納期前に納付した税額} \times 1/100 \times \text{納期前に係る月数}$	$\text{納期前に納付した税額} \times 1/100 \times \text{納期前に係る月数}$
	交付限度額	個人市民税： 2,600円 固定資産税： 4,200円		10,000円	個人村民税： 5,000円 固定資産税： 7,500円
	実績 (H15年度)	個人市民税： 3,544,060円 固定資産税： 26,664,750円		個人村民税： 338,100円 固定資産税： 2,034,400円	個人村民税： 298,700円 固定資産税： 2,169,000円

区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
納税貯蓄組合	組 合 数	80組合(2068名)	70組合(829名)	40組合(340名)	80組(585名)
	組合の構成	行政区単位で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織
	組合長報償			大信村納税貯蓄組合長報償 ・ 4 税 基本額3,000円 + 1,500円 × 戸数 ・ 水道料及び集落排水使用料 1戸当たり 100円 (平成16年度) 663,000円	東村納税貯蓄組合長運営奨励金 (平成16年度) 1,417,000円
	補 助 金	白河市納税貯蓄組合事務費補助金 ・ 前年度の納期内納付率が80%以上の組合 2,000円 + 500円(限度額) ・ 前年度の納期内納付率が80%未満の組合 2,000円(限度額) 組合の申請により補助金交付 平成15年度実績 6,970円(5組合) (平成16年度) 37,000円			
納税貯蓄連合会	概 要	徴税機関と組合及び組合相互の連絡を円滑にし、組合の改善、発展を助長し、納税意識の普及に努め、併せて納税成績の向上に寄与する。	組合相互の連絡協力を図り、納税思想の普及育成に努めるとともに、組合の発展向上に寄与する。	納税貯蓄組合相互の連絡強調を図り、納税思想の普及育成に努め、もって納税貯蓄組合の発展向上に寄与することを目的とする。	納税貯蓄組合相互の連絡強化を図り、納税思想の普及育成に努め、もって納税貯蓄組合の発展向上に寄与することを目的とする。
	名 称	白河市納税貯蓄組合連合会	表郷村納税貯蓄組合連合会	大信村納税貯蓄組合連合会	東村納税貯蓄組合連合会
	補 助 金	白河市納税貯蓄組合連合会補助金 (平成16年度) 315,000円	表郷村納税貯蓄組合連合会補助金 (平成16年度) 890,000円	大信村納税貯蓄組合連合会補助金 (平成16年度) 30,000円	平成16年度より廃止

【参考法令関係】

地方税法（抜粋）

〔個人の市町村民税の納期前の納付〕

- 第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。
- 2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。
- 3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

〔固定資産税に係る納期前の納付〕

- 第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。
- 2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。
- 3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

納税貯蓄組合法

〔定義〕

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

〔補助金の交付〕

- 第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。
- 2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。
- 3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

納税貯蓄組合法施行令

〔補助金の交付手続〕

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

先進事例

【篠山市】(平成11年4月1日合併)

- 1 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
- 2 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- 3 納税貯蓄組合補助金については、現行のとおりとする。

【さぬき市】(平成14年4月1日合併)

- 1 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - (1) 交付率は、100分の0.1とする。
 - (2) 月数については、前期前納方式による算定とする。
 - (3) 交付額の上限は5万円、加減は100円とする。
- 2 納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。
- 3 督促手数料については、現行のとおりとする。

【あさぎり町】(平成15年4月1日合併))

- (1) 個人町村民税及び固定資産税にかかる納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
 - イ 端数金額又は交付金額については、上村、岡原村の例による。
- (2) 納税奨励金及び納税貯蓄組合報奨条例等については、合併時に廃止する。
- (3) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。

【伊達7町合併協議会】

- (1) 個人住民税・固定資産税の前納報奨金制度は合併時に廃止する。
- (2) 納税等の口座振替は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 納税貯蓄組合は新市に引き継ぐものとする。
- (4) 納税貯蓄組合の運営に関する補助金等は納税貯蓄組合法の規定に基づき、新市において調整する。
- (5) 納税貯蓄組合連合会は各町の連合会と協議の上、新市において調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - ア	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/消防防災関係)
調整方針	1 地域防災計画は、新市において速やかに策定する。 2 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において親局遠隔操作及び支部局別放送が可能なシステムの導入について検討する。 3 移動系無線については、当面は現行システムによるものとし、新市において統一システムの導入について検討する。 4 防犯協会については、合併時に統合する。 5 地域安全条例については、新市において制定する。	

1. 地域防災計画

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
地域防災計画	【白河市地域防災計画】 (平成13年修正) 〔概要〕 一般災害対策 (1)総則 (2)災害予防計画 (3)災害応急対策計画 (4)災害復旧計画 震災対策 (1)総則 (2)災害予防計画 (3)災害応急対策計画 (4)災害復旧計画 資料 〔避難場所〕 第1次避難場所 36箇所 第2次避難場所 74箇所	【表郷村地域防災計画】 (平成9年改正) 〔概要〕 一般災害対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 (4)個別災害対策計画 震災対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 資料 〔避難場所〕 第1次避難場所 12箇所 第2次避難場所 39箇所	【大信村地域防災計画】 (平成9年改正) 〔概要〕 一般災害対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 (4)個別災害対策計画 震災対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 資料 〔避難場所〕 第1次避難場所 6箇所 第2次避難場所 6箇所	【東村地域防災計画】 (平成11年改正) 〔概要〕 一般災害対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 (4)個別災害対策計画 震災対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 資料 〔避難場所〕 第1次避難場所 11箇所 第2次避難場所 26箇所

2. 防災行政無線

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
同報系無線	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局 1箇所(本庁舎内) ・子局 65局(市内各所) ・個別受信機 332箇所 高齢単身世帯、山間地部落等 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 東北松下システム(株) ・委託料(年) 1,596千円 	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局 1箇所(本庁舎内) ・子局 31局(村内各所) ・個別受信機 村内各世帯に貸与 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 (株)富士通ゼネラル ・委託料 スポット対応 	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局 3箇所(本庁舎内他) ・子局 14局(村内各所) ・個別受信機 村内各世帯に貸与 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 日本電気興業(株) ・委託料(年) 630千円 	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局 1箇所(本庁舎内) ・遠隔制御器 1箇所 (矢吹消防署東分署) ・子局 22局(村内各所) ・個別受信機 村内各世帯に貸与 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 (株)ニノテック ・委託料(年) 977千円 (同報系及び移動系)
移動系無線	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 1台 ・消防車 45台 <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所 4台 ・消防署 1台 ・消防団 18台 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 東北松下システム(株) ・委託料(年) 663千円 	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 9台 ・消防車 15台 <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村役場 6台 ・消防団 8台 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 (株)富士通ゼネラル ・委託料 スポット対応 	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 6台 ・消防車 15台 <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村役場 5台 ・消防団 7台 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 (株)富士通ゼネラル ・委託料 スポット対応 	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 3台 <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村役場 3台 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 (株)ニノテック ・委託料(年) 上記に含まれる

3. 防犯対策に関すること

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
防犯協会関係	<p>(名称) 白河市防犯協会</p> <p>(目的) 犯罪のない明るい社会を建設するため、相互共助の精神をもって、防犯思想の高揚をはかり、自主的防犯の確立を期する。</p>	<p>(名称) 表郷村地域防犯連絡協議会</p> <p>(目的) 犯罪、事故、災害等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、安全で安心できる地域社会の実現を図る。</p>	/	<p>(名称) 東村交通防犯監視員連絡協議会</p> <p>(目的) 本会は、各種犯罪の防止と青少年の健全育成を図り、村民の防犯思想を高揚し、自主的防犯の確立を促すことを目的とする。 また、交通安全に関する事業も行う。</p>
地域安全条例関係	/	<p>(名称) 表郷村地域安全条例</p>	<p>(名称) 大信村地域安全条例</p>	/

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(2)-イ	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/交通関係)
調整方針	1 地方バス路線維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において効果的な運行に向け調整する。 2 福島県市民交通災害共済事業については、白河市の例により新市に引き継ぐものとする。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
地方バス路線維持対策事業	【地方バス路線】 25路線 《生活交道路線》 国庫補助対象路線 ・白河～石川線 ・新白河～石川線 ・白河～滑津線 ・白河～棚倉線 ・白河～白河の関線 ・須賀川～白河線 ・白河～浅川線 ・白河～塙線 ・白河～牧ノ内線 国庫補助対象外路線 ・白河～釜の子線 ・白河～上小屋線 [H15補助金額] 26,562,390 円 《市町村生活交道路線》(運行委託) ・真名子線 ・高助線 ・追原經由川谷線 ・追原經由甲子線 ・自然の家經由甲子線 ・追原經由由井ヶ原線 ・綱子線 ・原中經由川谷線 ・太陽の国線 ・台上線 ・原中經由勝負沢線 ・市民球場線 ・小丸山經由市民球場線 ・白坂線 [H15補助金額] 19,828,026 円 (うち県補助金) 4,432,000 円 [補助対象事業者] 福島交通株式会社		【地方バス路線】 3路線 《生活交道路線》 国庫補助対象路線 ・白河～牧ノ内線 国庫補助対象外路線 ・白河～上小屋線 [H15補助金額] 5,449,627 円 《市町村生活交道路線》(運行委託) ・光南高校～十日市・老人福祉センター線 [H15補助金額] 5,206,460 円 (うち県補助金) 650,000 円 [補助対象事業者] 福島交通株式会社	【地方バス路線】 6路線 《生活交道路線》 国庫補助対象路線 ・白河～石川線 ・新白河～石川線 ・白河～棚倉線 ・白河～浅川線 ・白河～塙線 国庫補助対象外路線 ・白河～釜の子線 [H15補助金額] 15,916,344 円 [補助対象事業者] 福島交通株式会社

区 分	4 市 村 の 現 況																																	
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																														
福島県市民交通 災害共済事業	<p>【目的】 交通事故による災害を受けた者を救済するための共済制度で、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【加入資格】 白河市に居住し、住民基本台帳に記録され又は外国人登録をしている者。</p> <p>【共済期間】 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。(毎年更新)ただし、年度途中で加入した場合は、加入の翌日から3月31日まで。(随時加入可)</p> <p>【会費】 年間一人500円</p> <p>【共済見舞金等の額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等 級</th> <th>災 害 の 程 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>死亡した場合</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>入院通院日数270日以上</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>入院通院日数180日以上</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>入院通院日数 90日以上</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>入院通院日数 60日以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>入院通院日数 30日以上</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>入院通院日数 8日以上</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>入院通院日数 7日以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>重度障害 見舞金</td> <td>自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(通院期間は治療実日数)</p> <p>【H15実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入状況 会員 26,524名 会費 13,262,000円 加入率 54.9% ・支給状況 見舞金 156件 6,490,000円 	等 級	災 害 の 程 度	金 額	1	死亡した場合	1,000,000円	2	入院通院日数270日以上	300,000円	3	入院通院日数180日以上	150,000円	4	入院通院日数 90日以上	70,000円	5	入院通院日数 60日以上	50,000円	6	入院通院日数 30日以上	40,000円	7	入院通院日数 8日以上	30,000円	8	入院通院日数 7日以下	20,000円	重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害	300,000円			
等 級	災 害 の 程 度	金 額																																
1	死亡した場合	1,000,000円																																
2	入院通院日数270日以上	300,000円																																
3	入院通院日数180日以上	150,000円																																
4	入院通院日数 90日以上	70,000円																																
5	入院通院日数 60日以上	50,000円																																
6	入院通院日数 30日以上	40,000円																																
7	入院通院日数 8日以上	30,000円																																
8	入院通院日数 7日以下	20,000円																																
重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害	300,000円																																

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会（福島県）

- ・ 地方バスの路線維持に関する施策は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会（宮城県）

- ・ 自主運行バス事業及び地方バス補助事業については、新市においても実施し、バス路線の維持に努める。

大曲仙北合併協議会（秋田県）

- ・ 地方バス路線維持事業及び遠距離児童・生徒通学バス運行事業委託については、存続し、新市における公共交通の確保をはかる。

松阪地方合併協議会（三重県）

- ・ 地方バス路線関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（滋賀県）

- ・ 地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。

鳥取県東部9市町村合併協議会（鳥取県）

- ・ 地方バス路線運行対策については、現在の路線を維持する。ただし、運行維持に係るバス会社への補助金については、関係会社と今後の対策を十分協議し、合併翌年度以降、地域の実情を考慮した制度に移行する。

美祢市・美東町・秋芳町合併協議会（山口県）

- 1 交通災害共済事業については、新市移行後、美東町の例を基本として速やかに調整する。
- 2 地方路線バス関係事業については、生活バス路線補助等の地方バス路線維持については、当面現行のとおり新市に引き継ぐこととするが、一体的かつ効率的な運用等については、関係機関と協議の上、新市において調整する。

下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会（茨城県）

- ・ 県民交通災害共済事業については、新市においても実施するものとする。なお、加入事務等については、新市において調整するものとする。

蓮田市・白岡町・菫蒲町合併協議会（埼玉県）

- ・ 交通災害共済事務については、合併時に再編し、新市においても実施する。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- ・ 交通災害共済事務については、合併時に統一する。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - ウ	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/窓口関係)
調整方針	<p>1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明事務等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、日曜窓口及び時間延長については、総合支所方式による事務組織の編成を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p>2 表郷村の証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、表郷地区以外の地区への自動交付機の設置については、新市において電子自治体構築の推進状況を踏まえ検討する。</p> <p>3 4市村で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
戸籍届出・受付関係	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 市役所内の日直(警備員)が受領</p>	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 村役場内の守衛が受領</p>	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 届出者より連絡を受け、担当者が出勤し受領</p>	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 守衛が担当者に連絡し、担当者が出勤し受領</p>
埋葬・火葬・改葬(許可)等に関すること	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬・分骨許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 市役所内の日直(警備員室)が受付、届書に基づき許可証発行</p>	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 (守衛が担当者に連絡をとることに より、担当者が出勤)</p>	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 (村役場正面玄関に掲示された担当者連絡先に住民が連絡することにより、担当者が出勤)</p>	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 (守衛が担当者に連絡をとることに より、担当者が出勤)</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
証明書の交付	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は市個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 日曜窓口業務 ・毎週日曜日 8:30 ~ 12:00 に本庁開庁（連休日は、最後の休日） 12月29日～1月3日を除く ・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、市税の納税相談 ・市民課及び税務課のそれぞれ管理職1名と職員2名により対応 ・休日等に業務を実施した場合のサポート体制として、不足の事態を考慮した緊急対応マニュアル等を策定</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 未実施</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p> <p>【その他】 証明書自動交付機の設置（庁舎村民ホール内） ・平日 8:00 ~ 20:00 ・土・日・祝日 9:00 ~ 17:00 ・住民票、印鑑証明書の交付 ・印鑑登録証（おもてごう住民カード）により、自動交付機の利用が可能</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 未実施</p> <p>【窓口時間延長】 窓口延長業務 ・毎週水曜日（祝日を除く。） 17:15 ~ 18:15 ・住民票、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、村税の納税相談 ・税務課及び住民生活課の職員各1名により対応</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 日曜窓口業務 ・毎週日曜日 9:00 ~ 12:00 に本庁開庁 ・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、税金、料金等の収納 ・管理職1名と職員1名により対応</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p>
印鑑登録事務	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p> <p>印鑑登録証（おもてごう住民カード）により自動交付機が利用可能</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p>

区分	4 市 村 の 現 況				
	手数料の名称	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
戸 籍	戸籍謄本・抄本	1 通 450 円	1 通 450 円	1 通 450 円	1 通 450 円
	除籍謄本・抄本	1 通 750 円	1 通 750 円	1 通 750 円	1 通 750 円
	戸籍記載事項証明	1 事項 350 円	1 事項 350 円	1 件 350 円	1 件 350 円
	除籍記載事項証明	1 事項 450 円	1 事項 450 円	1 件 450 円	1 件 450 円
	戸籍届出受理証明・届書記載事項証明	1 通 350 円	1 通 350 円	1 通 350 円	1 通 350 円
	戸籍届出受理証明(上質紙)	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円
	書類閲覧	1 書類 350 円	1 書類 350 円	1 件 350 円	1 件 350 円
	身分に関する証明	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円
住民基本台帳	住民基本台帳閲覧	1 世帯 200 円	1 件(5人ごと) 200 円	1 件(30分) 200 円	1 件 200 円
	住民票写し交付	世帯票(1世帯) 200 円	世帯票(5人まで)400 円 (6人以上)600 円	世帯票(4人まで)200 円 1名増ごと + 50 円	世帯票(5人まで) 200 円 1名増ごと + 100 円
		個人票 200 円	個人票 200 円	個人票 200 円	個人票 200 円
		除票 200 円	除票 400 円	除票 200 円	除票 200 円
	住民票記載事項証明	1 通 200 円	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	住民基本台帳カード交付	1 枚 500 円	1 枚 500 円	1 枚 500 円	1 枚 500 円
	戸籍附票交付	1 通 200 円	1 件 200 円	1 通 200 円	1 件 200 円
	白河市民証	1 枚 200 円			
印鑑登録	印鑑登録証交付	1 枚 200 円			
	印鑑登録証明書交付	1 枚 200 円	1 枚 200 円	1 件 200 円	1 通 200 円
	印鑑登録証再交付		1 件 600 円		
外国人登録	外国人登録原票写し	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円
	外国人登録原票記載事項証明	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円

区 分	4 市 村 の 現 況				
	手 数 料 の 名 称	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
認可地縁団体	認可地縁団体証明書交付	1枚 200円			
	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚 200円			
税務関係	納税証明	1件(1年度1税目)200円	1枚(5項目まで)200円	1通 200円	1枚 200円
	課税証明	1枚(1年度) 200円	1枚(1年度) 200円	1通 200円	1枚 200円
	所得証明	1枚(1年度) 200円	1枚(1年度) 200円	1通 200円	1枚 200円
	営業に関する証明	1枚 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	事業所所在証明	1枚 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	固定資産評価証明	1枚{3筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	1枚{5筆(棟)まで}200円	1枚{5筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚{25筆まで} 200円 1枚(5筆)増ごと+100円
	固定資産公課証明	1枚{3筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	1枚{5筆(棟)まで}200円	1枚{5筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚{25筆まで} 200円 1枚(5筆)増ごと+100円
	固定資産記載事項証明	1枚{3筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	1枚{5筆(棟)まで}200円	1枚{5筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚{25筆まで} 200円 1枚(5筆)増ごと+100円
	固定資産証明	1通 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	固定登録証明	1通 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	名寄帳写し交付	1枚 200円	1枚 200円	1枚(用紙代) 40円	1件 200円
	土地所在証明	1通 200円	1枚 200円	1件 200円	1件 200円
	納税義務者証明	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円
	土地・家屋台帳閲覧	1冊 200円	1件 200円	1冊(30分) 200円	1件 200円
	住宅用家屋証明	1通 1,300円	1枚 800円	1通 1,300円	1通 1,300円
租税特別措置関係	優良宅地造成認定審査	1件 86,000円	1件 86,000円	1件 86,000円	1件 86,000円
	優良住宅新築認定審査	床面積に応じて 6,200円~58,000円	床面積に応じて 6,200円~58,000円	床面積に応じて 6,200円~43,000円	床面積に応じて 6,200円~43,000円
臨時運行許可	臨時運行許可申請	1両 750円			

区 分	4 市 村 の 現 況								
	手 数 料 の 名 称	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村	
そ の 他	公簿、公文書及び図面閲覧	1冊(枚)	200円	1件	200円	1事項	200円	1件	200円
	公簿、公文書及び図面証明	1枚	200円	1件	200円	1事項	200円	1件	200円
	公簿、公文書及び図面謄写	1枚	200円	1件	200円	1件	200円	1件	200円
	その他の証明	1枚	200円	1件	200円	1件	200円	1枚	200円
	督促手数料	1通	50円	1通	100円	1通	100円	1通	100円

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会

1. 戸籍事務は、新市において戸籍事務の電子情報指定市町村の指定を受け、早期に電子化を図る。
2. 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明事務等は、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮するとともに、負担の公平を図るため、合併時に手数料を統一する。
3. 窓口業務の延長は、合併時に統合し、毎週木曜日に午後7時まで各行政局で行う。
4. 休日窓口業務の対応は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、船引行政区では他の行政局管内の住民に対しても戸籍を除く証明事務を行う。
5. 自動車臨時運行許可業務は、合併時に船引町の例により各行政局で行う。
6. 5町村で差異のない手数料等については、現行のとおりとする。
7. 5町村で差異のある手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則により統一に努める。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において速やかに調整する。

伊達7町合併協議会

1. 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整し、実施するものとする。
2. 戸籍及び住民票等関係の手数料については、合併時に統一する。

南相馬合併協議会

1. 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう合併時まで調整する。

喜多方地方5市町村合併協議会

1. 戸籍及び住民基本台帳等の窓口業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、時間延長については、合併時に統一する。
2. 5市町村に差異のない手数料については現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。
3. 戸籍事務については、喜多方市と熱塩加納村の電算システムを合併時に統合し、新市において早期に全ての戸籍簿等を電算化する。
4. 外国人登録システムについては、合併時に統一する。
5. 5市町村で差異のない手数料等については、現行のとおりとする。
6. 5町村で差異のある手数料等については、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に、住民サービスに対する適切な負担額を決定し、合併時の統一に努める。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - 工	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/ごみ処理関係)
調整方針	<p>1 ごみの搬出・収集運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな収集運搬体制については、新市において検討する。</p> <p>2 生ごみ処理機等購入補助金については、白河市の例により統一する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
ごみの排出・収集運搬体制	<p>西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託</p> <p>【負担金】 平成16年度 606,464千円</p> <p>【排出方法】 各地区の集積所</p> <p>【集積所数】 可燃：1,500ヶ所、不燃：840ヶ所</p> <p>【収集回数】 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)</p> <p>【手数料】 有料指定袋</p> <p>【その他】 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月2回</p>	<p>西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託</p> <p>【負担金】 平成16年度 68,486千円</p> <p>【排出方法】 各地区の集積所</p> <p>【集積所数】 可燃・不燃：74ヶ所</p> <p>【収集回数】 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)</p> <p>【手数料】 有料指定袋</p> <p>【その他】 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月1回</p>	<p>西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託</p> <p>【負担金】 平成16年度 43,012千円</p> <p>【排出方法】 各地区の集積所</p> <p>【集積所数】 可燃・不燃：63ヶ所</p> <p>【収集回数】 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)</p> <p>【手数料】 有料指定袋</p> <p>【その他】 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月1回</p>	<p>西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託</p> <p>【負担金】 平成16年度 48,530千円</p> <p>【搬出方法】 各地区の集積所</p> <p>【集積所数】 可燃・不燃：63ヶ所</p> <p>【収集回数】 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)</p> <p>【手数料】 有料指定袋</p> <p>【その他】 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月1回</p>

区 分	4 市 村 の 現 況																		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村															
生ごみ処理機等購入補助金	<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、居住している者で、敷地内に設置でき、適正な維持管理ができる者 <p>【補助対象機器等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器 <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動式生ごみ処理機 購入価格の2分の1若しくは3万円を限度 ・生ごみ処理容器 購入価格の2分の1若しくは3千円を限度 <p>補助金は1世帯につき1回限りの交付</p> <p>【補助実績】</p> <table> <tr> <td>平成13年度</td> <td>314機</td> <td>8,928,900円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>134機</td> <td>3,728,600円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>47機</td> <td>1,224,400円</td> </tr> </table>	平成13年度	314機	8,928,900円	平成14年度	134機	3,728,600円	平成15年度	47機	1,224,400円		<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有し、居住している者 <p>【補助対象機器等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動式生ごみ処理機 <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の2分の1若しくは3万円を限度 <p>【補助実績】</p> <table> <tr> <td>平成14年度</td> <td>20台</td> <td>541,400円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>12台</td> <td>348,300円</td> </tr> </table>	平成14年度	20台	541,400円	平成15年度	12台	348,300円	
平成13年度	314機	8,928,900円																	
平成14年度	134機	3,728,600円																	
平成15年度	47機	1,224,400円																	
平成14年度	20台	541,400円																	
平成15年度	12台	348,300円																	

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - 才 各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/環境対策関係)
調整方針	<p>1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に国の補助基準に統一する。</p> <p>2 浄化槽市町村整備推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料については、農業集落排水事業の改定に準じて見直すものとする。</p> <p>3 ポイ捨て・不法投棄防止関係については、新市において環境保全の推進を踏まえ統一する。</p>

区分	4 市 村 の 現 況																											
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																								
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>[概 拠] 白河市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>[補助対象区域] ・ 下記に定める地域外において、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者、かつ、適正な維持管理を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 公共下水道の事業計画の認可を受けた区域 農業集落排水事業実施区域及び農業集落排水事業の採択を受けた区域 の区域内であっても、合併処理浄化槽で整備することとが適当であると市長が認めたる場合は、補助対象区域とすることができる。</p> <p>[補助金額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[負担区分] 国 1/3、県 1/3、市 1/3</p>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	<p>[概 拠] 表郷村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>[補助対象区域] ・ 下記に定める地域内において、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>補助対象地域は、農業集落排水事業計画に定められた区域外とする。 ただし、農業集落排水事業計画に定める計画区域内であっても、当該施設で処理することが困難であると村長が認めたる場合は、対象地区に含めるものとする。</p> <p>[補助金額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>424,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>493,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>622,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[負担区分] 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	424,000円	6～7人槽	493,000円	8～10人槽	622,000円	<p>[概 拠] 大信村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>[補助対象区域] ・ 下記に定める地域内において、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>農業集落排水施設事業計画に定められた区域外とする。 ただし、村長が特に認めたる場合はこの限りでない。</p> <p>[補助金額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>404,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>511,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>719,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[負担区分] 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	404,000円	6～7人槽	511,000円	8～10人槽	719,000円	
人槽区分	補助金限度額																											
5人槽	354,000円																											
6～7人槽	411,000円																											
8～10人槽	519,000円																											
人槽区分	補助金限度額																											
5人槽	424,000円																											
6～7人槽	493,000円																											
8～10人槽	622,000円																											
人槽区分	補助金限度額																											
5人槽	404,000円																											
6～7人槽	511,000円																											
8～10人槽	719,000円																											

区 分	4 市 村 の 現 況												
	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				
	設置実績				設置実績				設置実績				
	年度	人槽	基数	補助金額	年数	人槽	基数	補助金額	年度	人槽	基数	補助金額	
	H13	5	27	9,558,000	H13	5	1	424,000	H13	5	0	0	
		6 ~ 7	36	14,796,000		6 ~ 7	1	493,000		6 ~ 7	1	511,000	
		8 ~ 10	3	1,557,000		8 ~ 10	0	0		8 ~ 10	1	719,000	
		計	66	25,911,000		計	2	917,000		計	2	1,230,000	
	H14	5	34	12,036,000	H14	5	0	0	H14	5	1	404,000	
		6 ~ 7	23	9,453,000		6 ~ 7	1	493,000		6 ~ 7	4	2,044,000	
		8 ~ 10	1	519,000		8 ~ 10	0	0		8 ~ 10	0	0	
		計	58	22,008,000		計	1	493,000		計	5	2,448,000	
	H15	5	28	9,912,000	H15	5	2	848,000	H15	5	0	0	
		6 ~ 7	37	15,207,000		6 ~ 7	4	1,972,000		6 ~ 7	0	0	
		8 ~ 10	2	1,038,000		8 ~ 10	1	622,000		8 ~ 10	1	719,000	
		計	67	26,157,000		計	7	3,442,000		計	1	719,000	

区 分	4 市 村 の 現 況																						
	白河市	表郷村	大信村	東 村																			
浄化槽市町村整備推進事業				<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記に定める地域内において、村が主体となって設置を希望する世帯に浄化槽を設置し、使用者から使用料を徴収し、維持管理についても村が管理する。 <p>[整備対象区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の整備区域は、農業集落排水事業実施区域（ただし、加入不可能住宅を含めない。）を除く東村全域とする。 <p>[標準工事費]</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽標準工事費は次の標準設計額以内とする。 <ul style="list-style-type: none"> 5人槽 472,500円以内 7人槽 578,550円以内 10人槽 775,950円以内 11人槽以上の併用住宅、事務所等については、設計における浄化槽設置工事費の分担金を賦課する。 <p>[分担金及び使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人槽区分</th> <th colspan="2">専用住宅</th> <th colspan="2">併用住宅事務所等</th> </tr> <tr> <th>分担金</th> <th>使用料(月額)</th> <th>分担金</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～10人槽</td> <td>無</td> <td>1,800円と世帯員1人当り450円</td> <td>無</td> <td>1,800円と別に算定した処理対象人数1人当り450円</td> </tr> <tr> <td>11人槽以上</td> <td colspan="2">村長が別に定める</td> <td colspan="2">村長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	専用住宅		併用住宅事務所等		分担金	使用料(月額)	分担金	使用料(月額)	5～10人槽	無	1,800円と世帯員1人当り450円	無	1,800円と別に算定した処理対象人数1人当り450円	11人槽以上	村長が別に定める		村長が別に定める	
人槽区分	専用住宅		併用住宅事務所等																				
	分担金	使用料(月額)	分担金	使用料(月額)																			
5～10人槽	無	1,800円と世帯員1人当り450円	無	1,800円と別に算定した処理対象人数1人当り450円																			
11人槽以上	村長が別に定める		村長が別に定める																				

区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村												
				(別表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 ~ 15 人槽</td> <td>10 %</td> </tr> <tr> <td>16 ~ 20 人槽</td> <td>15 %</td> </tr> <tr> <td>21 ~ 30 人槽</td> <td>20 %</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 40 人槽</td> <td>30 %</td> </tr> <tr> <td>41 ~ 50 人槽</td> <td>40 %</td> </tr> </tbody> </table> [徴収方法] ・現金納付又は口座振替 ・奇数月に2ヶ月分徴収 [負担区分] ・国 1/3 ・県 7.5/100 ・下水道事業債 14.75/30 うち地方交付税措置 50 % (元 利償還金) ・設置者 1/10	人槽区分	分担金	11 ~ 15 人槽	10 %	16 ~ 20 人槽	15 %	21 ~ 30 人槽	20 %	31 ~ 40 人槽	30 %	41 ~ 50 人槽	40 %
人槽区分	分担金															
11 ~ 15 人槽	10 %															
16 ~ 20 人槽	15 %															
21 ~ 30 人槽	20 %															
31 ~ 40 人槽	30 %															
41 ~ 50 人槽	40 %															

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
ポイ捨て・不法 投棄防止関係	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の定期的なパトロール 2 市民からの申請にもとづき保健委員会から『不法投棄防止看板』及び『犬糞害防止看板』の配付 3 広報等を利用し、市民に不法投棄防止を啓発する。 4 県南地方振興局委嘱の不法投棄監視員が市内を巡視して廃棄物の不法投棄を県に報告し、県から連絡を受け現地を確認の上、投棄者へ警告を行い、不法投棄物の撤去を勧告する。 なお、投棄者を特定できないときは回収処分する。 5 不法投棄情報提供協定の締結 ・白河郵便局 （平成13年7月2日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が市内で不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。 	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 村内を定期的にパトロールし、不法投棄物の回収及び不法投棄が多い場所に『不法投棄防止啓発看板』を設置 2 広報等を利用し、村民に不法投棄防止を啓発 3 県南地方振興局委嘱の不法投棄監視員が村内を巡視して廃棄物の不法投棄を県に報告し、県から連絡を受け現地を確認の上、投棄者へ警告を行い、不法投棄物の撤去を勧告する。 なお、投棄者を特定できないときは回収処分する。 4 不法投棄情報提供協定の締結 ・表郷郵便局 （平成14年5月10日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が村内で不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。 	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 村内を定期的にパトロールし、不法投棄物の回収及び不法投棄が多い場所に『不法投棄防止啓発看板』を設置する。 2 広報等を利用し、村民に不法投棄防止を啓発する。 3 村内各行政区毎に不法投棄監視員を設置し、各監視員が行政区内を随時巡視して廃棄物の不法投棄の防止に努める。 各行政区の監視員で大信村不法投棄監視員協議会を組織する。 4 この巡視により、不法投棄を発見したときは、不法投棄者に注意を促し、悪質なものについては、不法投棄者の氏名、日時、場所、廃棄物の種類等を通報してもらう。 大信村不法投棄監視員 24名 5 不法投棄情報提供協定の締結 ・大信郵便局 （平成14年12月26日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が村内での不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。 <p>[不法投棄監視員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員 24名 ・任期 1年 ・身分 特別職の非常勤職員 ・報償 10,000円/年 ・職務 監視活動 村への通報 指導勧告 撤去作業への協力 <p>[関係要綱]</p> <p>大信村不法投棄の防止に関する要綱</p>	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の定期的なパトロール 2 広報等を利用し、村民に不法投棄防止を啓発 3 商工会との連携によるPRなどにより、産業廃棄物の適正な処理の徹底に努める。 4 商工会青年部が主催する村民あがての不法投棄撤去作業への支援・後援。 5 不法投棄自転車を河川・道路愛護にあわせて回収。 6 不法投棄情報提供協定の締結 ・釜子郵便局 （平成14年4月1日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が村内での不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。

先進事例

【吉崎市】(長崎県)

し尿処理については、当面現行のとおりとし、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金については、合併前に調整し合併時から適用する。

【東広島圏域合併協議会】(広島県)

合併処理浄化槽設置整備事業等の取扱い

- (1) 合併処理浄化槽設置整備事業については、国及び広島県の補助基準・補助金額に統一するものとし、福富町及び豊栄町における上乗せ補助制度については合併後3年以内に、福富町における事業所への補助制度については合併時に、それぞれ廃止するものとする。
- (2) 特定地域生活排水処理事業の使用料については、河内町の基準を新市に引き継ぐものとし、新市において、改めて算定基準を見直すものとする。

【田村地方5町村合併協議会】

- 1 環境対策事務及び事業については、現行のとおり引き継ぎ新市において事業内容を統一して実施する。
- 2 合併浄化槽設置整備事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。